

Vol.96

今回は消費税

相談事例紹介

会員相談室

相談委員 嶋 協（神田）

電話相談
 受付 午前10時～11時50分
 時間 午後 1時～2時40分
03-3354-8520

事前予約
 面接相談・随時相談
03-5919-7157

1. クレジット手数料の仕入税額控除

事例 A社（3月決算法人）は、夜間営業の飲食店を営んでいるが、最近ではカード払いの顧客割合が4割以上となっている。また、A社はカード売上の代金回収についてカード会社数社と加盟店契約を締結しており、クレジットカード手数料として売上代金の6%を支払っている。

A社は、基準年度の課税売上高が5千万円を超えたことから、当期から消費税の課税方式が原則課税となるが、上記クレジットカードについて、銀行等の振込手数料と同様に仕入税額控除の対象として問題ないのか。

回答 クレジット手数料は、加盟店契約に規定された売買代金の決済手段としての債権買取又は立替金の差益部分であることから、非課税取引であり、仕入税額控除の対象とはならない。

検討 消費税の課税対象となる取引は、国内において事業者が対価を得て行う資産の譲渡及び資産の貸付並びに役務の提供であり、この役務提供の中には金融取引に係るものも含まれる。

決済手段としての金融取引は、財貨の流通、決済を円滑ならしめるものの、その性質上消費の対象となるものではないから、金融取引である「金銭債権の譲受けその他の承継」（消令10③八）は利子に対価とする資産の貸付と同様に、非課税取引とされている。

また、非課税対象となる金銭債権等の承継の範囲に関する消費税法基本通達6-3-1（金融取引及び保険料を対価とする役務提供等）（10）において、「金銭債権の買取又は立替払に係る差益」が掲げられており、立替払についても、債務者に対する求償権を発生させ、弁済者は債権者に代位する点で、債権買取と同様の経済効果を有するものと解される。

クレジットカードは、加盟店会員としての利用の対価ではなく、個別の売上代金の回収に対するものであることが明らかであり、A社のためにカード利用者から代金回収を行う役務の提供は、他のカード利用代金の回収と同様に、専ら代金の決済手段として認識されているものであり、加盟店契約においても債権の買取又は立替払とされているものである。

確かに、クレジットカード手数料は高額ではあるが、飲食店等を含めカード会社加盟店からすると代金回収に困難を伴うのは当然に予想されることであり、クレジットカード手数料はその困難さを解消するために、加盟店組織を利用するものであり、いわば迅速な回収という経済的利益があるからこそ、高額なクレジットカード手数料を支払っているのが実情である。

したがって、クレジットカード手数料は、カード会社加盟店契約に規定された個別売上代金の決済手段としての債権買取又は立替払の差益（加盟店側からすれば債権譲渡損）というべきものであることから、消費税が課税されない取引であり、支払いサイドにおいては仕入税額控除の対象とはならないものである。

2. 主材料の無償支給を受ける場合の簡易課税における業種区分

事例 甲は、個人で婦人服関係の縫製業を営んでいる（元請・下請けいずれのケースもあり）。

今回新たに、元請業者で婦人服製造業を営むB社から特殊な絹製品の縫製の依頼を受け、その特殊な

生地はB社から無償支給を受け、生地以外の材料は甲氏が自ら調達し、製品納入後に加工賃を含んだ金額をB社から受け取る契約をした。

甲は、消費税の簡易課税制度適用事業者であるが、この場合、B社から受け取る加工賃は第3種事業（製造業）として問題ないか。

回答 縫製業者である甲が、生地の無償支給を受けて行う縫製加工は、主要原材料である生地の支給を受けていることから「加工賃その他これらに類する料金を対価とする役務提供」に該当するため、簡易課税の業種区分は第4種事業となる。

検討 消費税法施行令第57条第5項では、簡易課税の業種区分について、概ね次のように規定している（本事例における加工賃に関する部分を中心に抜粋）。

- 一～二 第1種事業、第2種事業 省略（卸売業、小売業）
- 三 第3種事業 次に掲げる事業（前2項に掲げる事業に該当するもの及び加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供を行う事業を除く。）をいう
 イ. 農業 ロ. 林業 ハ. 漁業 ニ. 鉱業 ホ. 建設業 ヘ. 製造業（製造した棚卸資産を小売する事業を含む。） ト. 電気業、ガス業、熱供給業及び水道業
- 四 第5種事業 省略（運輸通信業、金融業及び保険業、サービス業）
- 五 第6種事業 省略（不動産業）
- 六 第4種事業 前各号に掲げる事業以外の事業をいう。

本事例は、甲が行う縫製業が簡易課税の業種区分において、第3種～第5種事業のいずれに該当するかというケースである。

基本的に、加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供は、第5種事業のサービス業に該当しない限りは、第4種事業である。

今回甲がB社から受けた請負業務は、その契約内容から衣服縫製修理業に該当するものと考えられるが、その場合、日本標準産業分類（総務省、平成25年10月改訂）によると、大分類N-生活関連サービス業・娯楽業、中分類81-その他の生活関連サービス業、小分類793-衣服裁縫修理業に該当することになる。その具体的な内容としては、「主として顧客持ちの材料で衣服の裁縫あるいは衣服の修理を行う事業をいう。裏返し更生を行うものも含まれる。」というものである。つまり、個人消費者等からの依頼により、その者が持ち込んだ生地等を想定したものであり、生活関連サービス業として第5種事業に該当することになる。これに対して、本事例のように製造業者であるB社から依頼されたものは、生活関連サービス業には該当せず、「業者から材料を支給されて衣服の製造を行う事業所は、大分類1-製造業〔116〕に分類される」ことから、製造業に分類される。

次に、業者から材料の支給を受けて衣類の製造を行う衣服製造業は、日本標準産業分類によると大分類E-製造業、中分類11-繊維工業、小分類116-外衣・シャツ製造業（和式を除く）、細分類1162-繊維製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む）に該当することになる。

なお、上記消令57条第5項による第3種事業の括弧書きでいう「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」は、第3種事業から除外され、

第4種事業として取り扱われることとなる。この点については、「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供とは、対価たる料金の名称のいかんを問わず、他の者の原料若しくは材料又は製品等に加工等を施して、当該加工等の対価を受領する役務の提供又はこれに類する役務の提供をいう。なお、当該役務の提供を行う事業は第4種事業に該当することとなる。」（消基通13-2-7）という取り扱いが定められている。

つまり製造業者が、原材料の支給を受けて製造を行う場合における加工賃その他これらに類する料金を対価とする役務の提供に該当するか否かの判定は、その支給される原材料が主要な原材料であるかどうかで判断し、その支給される材料が主要な原材料である場合には、第4種事業である「加工賃その他これに類する料金を対価とする役務の提供」に該当することになる。

したがって本ケースのように、受託者が自ら補助材料等を調達している場合であっても、主要な原材料の支給を受けている場合には、第4種事業ということになる。

また無償支給される材料が、主要な原材料に該当するかどうかの判定は、材料等の金額等の多寡によるのではなく、製造等される製品の特性から判断して、主要な部分であるか否かにより行うことになるため、個々の製品ごとに判断する必要がある。

例えば、鉄板の支給を受け自己の調達したメッキ剤を用いて金メッキをした場合には、原価構成上はメッキ材の方が高価であったとしても、主要な原材料は鉄板であることから、第4種事業に分類される。

同様の考え方から、輪島塗の塗り師が、特殊な木材の椀の無償支給を受け、貝殻や金粉等の加工資材を自ら調達して、蒔絵や沈金を施すことにより価値が大幅に高くなるケースであっても、本体である椀を無償支給されている限りは、第4種事業となる。

ただし、取り扱う製品等によっては、主要な材料等に該当するものが複数あり、その1部についての無償支給を受けた場合にはどうなるかという問題が生じるケースもある。

このような場合については、例えば味噌の製造事業者が主要原材料の1つである米の無償支給を受け、大豆、麴、塩等を自己調達しているケースでは、大豆も主要原材料であり、副原材料の麴、食塩等を自己調達していることを考慮し、第3種事業として取り扱うことになる。

いずれにしても衣服縫製業者の簡易課税における業種区分については、依頼する相手や主要材料の支給の有無等により、簡易課税の業種区分が第3種～第5種事業のいずれに該当するか異なるため、その対応には十分に注意する必要がある。

＜参考文献＞

- 「新法令・新通達による事例からみた 消費税の実務」 山本守之著 税務研究会
- 「改訂版 消費税簡易課税 事例による業種区分の手引」 神津信一、五味田敏夫、瀬上富夫、西田圭吾 著 新日本法規

注) 内容は、平成29年5月8日現在の法令等に基づいています。

本事例紹介は、会員の業務上の諸問題解決支援の一環として掲載しています。文中の税法の解釈等見解にわたる部分は、執筆者の私見（参考意見）ですので、実際の申告等税法の解釈適用に当たっては、会員ご本人の責任において行ってください。